第二十八条第一項の表第四十七条第一項の項の次に次のように加える。

第四十七条の二第一項及び第二項	災害予防責任者	災害予防責任者（原子力事業者を含む。）

第二十八条第一項の表第五十一条の項を削り、同表第四十九条の項の次に次のように加える。

第四十九条の二	災害予防責任者	災害予防責任者（原子力事業者を含む。）
	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第五十一条第一項	防災計画	防災計画若しくは原子力災害対策指針
	災害に	原子力災害に
第五十一条第二項	災害に	原子力災害に
第五十一条第三項	災害に	原子力災害に
	災害応急対策の	緊急事態応急対策の

第二十八条第一項の表第五十三条第五項の項の次に次のように加える。

第五十三条第六項	災害	原子力災害

第二十八条第一項の表第六十七条第一項、第六十八条第一項、第六十八条の二第一項及び第二項並びに第六十九条の項を削り、同表第五十六条の項の次に次のように加える。

第六十七条第一項	災害が	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が
	災害応急対策	緊急事態応急対策
第六十七条第二項	災害応急対策	緊急事態応急対策
第六十八条	災害が	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が
	災害応急対策	緊急事態応急対策
第六十八条の二第一項及び第二項並びに第六十九条	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）

第二十八条第一項の表第七十一条第一項の項の次に次のように加える。

第七十二条第二項及び第三項	災害応急対策	緊急事態応急対策

第二十八条第一項の表第七十四条第一項及び第七十五条の項を削り、同表第七十三条第一項の項の次に次のように加える。

第七十四条第一項	災害が	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が
	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十四条第二項	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十四条の二第一項	係る災害	係る原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下この項において同じ。）
	災害応急対策	緊急事態応急対策
	当該災害	当該原子力災害
第七十四条の二第二項	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十四条の二第三項	災害が	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）が
	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十四条の二第四項から第六項まで	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十五条	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）

第二十八条第二項の表第八十条第一項の項の次に次のように加える。

第八十六条の二第一項	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第八十六条の四第一項及び第八十六条の五	災害が発生し、当該災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下この項において同じ。）が発生し、当該原子力災害
	災害から	原子力災害から
第八十六条の七第一項及び第二項	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
	災害応急対策	緊急事態応急対策
第八十六条の八	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
第八十六条の九第一項及び第二項	災害応急対策の	緊急事態応急対策の
	災害応急対策	緊急事態応急対策

第二十八条第三項の表第十四条第二項第二号の項及び第十四条第二項第三号の項を削り、同表第二十三条第四項の項を次のように改める。

第二十三条第四項	都道府県地域防災計画	原子力災害対策指針又は都道府県地域防災計画